

令和7年度就学援助、特別支援教育就学奨励費のお知らせ

渋谷区では、国公立小中学校に通う児童生徒の保護者の方に、ご家庭の経済的事情に応じて、学校でかかる費用の一部を補助しています。令和7年度から新規に希望する方は、下記の《援助を受けられる方》をご確認のうえ、裏面の《申請方法》により申請してください。令和6年度以降に申請（入学前準備金を含む）をされた方は卒業まで継続して認定審査を行いますので、再度の申請は不要です。

なお、認定審査は年度単位で行いますので、世帯状況に変更がある場合は申請してください。

オンライン申請はこちらから



【就学援助】

援助を受けられる方

渋谷区内に在住し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかの条件に該当する方

- ・生活保護を受けている方【要保護認定対象】
- ・昨年（令和6年1月～令和6年12月）の世帯全員の所得金額が基準以下の方【準要保護認定対象】

《所得金額の基準の目安》

単位：万円

世帯人数	2人	3人	4人	5人
小学校	約 279	約 346	約 403	約 429
中学校	約 297	約 365	約 421	約 470

補助の内容

学用品通学用品費、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、新入学学用品費（入学前準備金）、移動教室・夏季施設参加費、修学旅行費、特別支援学級・通級学級・けやき教室などの通学費

【特別支援教育就学奨励費】

援助を受けられる方

渋谷区内に在住し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、お子様が次のいずれかに該当する方

- ・特別支援学級に在籍している
- ・特別支援教室・難聴言語障害学級に通室・通級している

《所得金額の基準の目安》

単位：万円

世帯人数	2人		3人		4人		5人	
認定区分	I・II	III	I・II	III	I・II	III	I・II	III
小学校	262～437	437～	347～578	578～	425～709	709～	441～735	735～
中学校	281～469	469～	366～610	610～	445～741	741～	521～868	868～

補助の内容

認定区分 I・II	認定区分 III
学用品通学用品費、学校給食費、校外活動費、新入学学用品費（入学前準備金）	通学費
修学旅行費、通学費、職場実習交通費（中学生）	職場実習交通費（中学生）

【所得基準の目安について共通事項】

※所得基準の表は目安です。家族構成や年齢等により基準は異なります。

※所得金額は次の項目を参照します。

①源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額

②確定申告書の年間総収入から必要経費を引いた「所得金額の合計」欄の金額

※原則として住民票に基づく世帯全員の所得を合算した額で審査を行います。

単身赴任、扶養親族等で別にお住まいのご家族がいる場合は、その他欄に記載してください。

※6人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに所得基準が約50万円上がります。

※中学生と小学生がいる世帯は「中学校」欄の所得金額が基準となります。

【その他】

※7月支給分の申請期限は令和7年4月30日(水)です。

この日を過ぎても令和8年2月28日まで受付しますが、申請時期により支給金額等が異なる場合があります。

年度途中に転入された方は、お早めに申請してください。

※ 認定された方には年に3~4回に分けて振り込みます。第1回目の支給は7月末を予定しています。

※ 各費目の支給金額や支給時期などの詳細は認定通知送付時にお知らせします。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみが支給対象です。

※ 各費目は定額や実費等で支給します。給食費などの無償化により保護者負担が無いものは支給対象外です。

申請方法

オンライン申請または書面申請のどちらかをご選択ください。

・オンライン申請

表面の二次元コードからオンライン申請を行ってください。このオンライン申請は、株式会社グラファー提供の「Grafferスマート申請」を使用します。操作方法は申請画面にてご確認ください。

・書面申請

『令和7年度就学援助費受給申請書』をご記入のうえ、学校にご提出ください。

申請書は学務課学事係及び学校にあります。

※兄弟がいる場合は、就学援助申請希望者全員分をまとめて申請してください。

※令和7年1月1日に渋谷区に住民登録が無かった方は、次の2点を準備して申請してください。

書面申請で、マイナンバーの提出が必要な方は、各書類を申請書と一緒に提出してください。

①個人番号確認書類(全員分) 例:マイナンバーカード裏面、個人番号が記載されている住民票などの写し

②本人確認書類(申請者のみ) 例:マイナンバーカード表面、運転免許証、旅券などの写し

注意事項

1 兄弟がいる場合は、就学援助申請希望の兄弟全員分をまとめて1度の申請で受付可能です。

2 就学援助費の振込口座は、申請者(保護者)名義のものに限ります。

また、原則として学校納付金の振替口座と同一口座を指定してください。

3 渋谷区外に引っ越しをされる方は、学校または下記担当までご連絡をお願いいたします。

転出先の自治体では、改めてご自身で就学援助費受給申請を行ってください。

4 認定審査は、令和7年度住民税確定後に行い、審査結果は7月上旬頃に通知予定です。

なお、住民税が未申告の場合は、審査ができません。渋谷区役所または前住所地の税務担当課、税務署で必ず令和6年分の申告をお済ませください。

5 就学援助費の適正使用のため、学校納付金に滞納があった場合は、就学援助費を直接学校長口座に振り込む場合があります。

《お問合せ先》渋谷区教育委員会事務局 学務課学事係 就学援助担当 電話:03-3463-2986(直通)